

鳥取県教育委員会告示第 20 号

平成 19 年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児の募集を、次の要項により実施する。

平成 18 年 11 月 28 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

平成 19 年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児募集要項

1 募集幼児

鳥取県立鳥取聾学校（以下「鳥取聾学校」という。）及び鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校（以下「ひまわり分校」という。）幼稚部

平成 13 年 4 月 2 日から平成 14 年 4 月 1 日までに出生した幼児（以下「5 歳児」という。）（単一障害学級及び重複障害学級）

平成 14 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに出生した幼児（以下「4 歳児」という。）（単一障害学級及び重複障害学級）

平成 15 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに出生した幼児（以下「3 歳児」という。）（単一障害学級及び重複障害学級）

2 出願資格を有する者

3 歳児、4 歳児又は 5 歳児で、単一障害学級にあつては聴覚障害の程度が学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 の表に規定する程度のものとし、重複障害学級にあつては聴覚障害の程度が同表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有するものとする。

3 出願方法

(1) 出願手続

入学志願者は、入学志願書にオーディオグラム（測定したものがなければ、鳥取聾学校又はひまわり分校で測定する。）を添えて鳥取県立鳥取聾学校長（以下「鳥取聾学校長」という。）に提出しなければならない（郵送による場合は、返信用封筒（あて名を記載の上、80 円切手をはり付けたものとする。）を同封すること。）。

(2) 出願期間及び受付場所

ア 出願期間

(ア) 平成 19 年 2 月 20 日（火）から同月 22 日（木）までとする。ただし、郵送による場合は、平成 19 年 2 月 22 日（木）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(イ) 受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

イ 受付場所 鳥取聾学校又はひまわり分校

(3) その他

鳥取聾学校長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願書等の審査及び面接の結果により行う。

5 面接の日程等

(1) 日時 平成 19 年 3 月 6 日（火）午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分まで

(2) 場所 鳥取聾学校又はひまわり分校

(3) 内容

ア 幼児との面接

イ 保護者との面接

6 合格者の発表

平成 19 年 3 月 14 日（水）正午に鳥取聾学校及びひまわり分校において発表するとともに、入学志願者に通知する。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、鳥取聾^{ろう}学校長が定める。
- (2) 入学志願書等の用紙は、平成19年1月12日(金)から鳥取聾^{ろう}学校又はひまわり分校において交付する。
- (3) 幼児の募集に関し不明な事項は、鳥取聾^{ろう}学校(〒680-0151 鳥取市国府町宮下1261 電話 0857-23-2031、ファクシミリ 0857-27-8606)又はひまわり分校(〒683-0004 米子市上福原七丁目13-2 電話 0859-23-2810、ファクシミリ 0859-23-2813)に問い合わせること。